

請 願 一 覧 表

[令和8年第4回高梁市議会（定例）]

請願第5号

受理年月日	件 名	請 願 者	紹介議員
R8. 8. 24	高梁地域における救急・急性期医療体制の維持確保のため、地域医療構想に基づく医療提供体制の検証を求める意見書の提出を求める請願	高梁市向町4 一般社団法人高梁医師会 野村 良明	長田 伸彦 森 和之 松岡 隆雄 前野 洋行



令和 8 年	請願	第 5 号
令和 8 年	8 月 24 日	受付

令和 8 年 8 月 24 日

高梁市議会議長 伊藤 泰樹 殿

住 所：岡山県高梁市向町 4

提出者：一般社団法人高梁医師会

氏 名： 野村 良明

紹介議員 長田 伸彦

森 和之

松岡 隆雄

前野 洋行

高梁地域における救急・急性期医療体制の維持確保のため、

地域医療構想に基づく医療提供体制の検証を求める意見書の提出を求める請願

高梁市は中山間地域に位置し、救急搬送時間も長く、市民が安心して必要な医療を受けられる体制を維持するためには、地域における救急・急性期医療体制の確保が極めて重要です。

現在、高梁市及び隣接する吉備中央町からの救急搬送や急患の受入れの多くは、市内の急性期病院を中心とする医療機関が担っており、救急医療、時間外診療、災害拠点機能、手術及び内視鏡診療等を通じて、地域住民の生命と健康を守る中核的な役割を果たしています。

一方、隣接地域の、厚生労働省所管の独立行政法人が運営する公的医療機関において、新型コロナウイルス感染症の影響により休床していた一般病床 50 床の再開に伴い、医療人材の確保が進められています。

その結果、高梁地域の救急・急性期医療を担う医療機関から経験豊富な看護師が転職するなど、地域内の限られた看護人材が流出し、救急・急性期医療体制への影響が現実に生じています。

高梁市においては、看護師奨学金制度をはじめ、看護人材の確保・定着に向けた独自の施策と予算を講じてきました。しかし、行政と地域医療機関が長年にわたり育成・定着を図ってきた熟練した医療人材が地域外へ流出する状況は、市が講じてきた施策の効果にも大きな影響を及ぼすものであり、地域医療資源の流出という観点からも看過できない課題となっています。

また、当該公的医療機関は救急告示病院ではなく、地域医療構想において主として回復期・リハビリテーション機能を担う医療機関です。一方で、高梁地域の急性期病院は 24 時間 365 日の救急医療を担っており、両者は地域医療において果たす役割や求められる機能が大きく異なります。

地域医療構想は、限られた医療資源を地域全体で有効に活用し、それぞれの医療機関が適切な役割分担と連携を図ることにより、持続可能な医療提供体制を構築することを目的としています。

病床は、それを支える医師や看護師等の医療人材が確保されて初めて機能するものであり、医療人材も病床や医療機能と同様に、地域医療を支える極めて重要な医療資源です。

特に、公的医療機関には、地域医療構想の理念を率先して実践し、地域全体の医療提供体制との調和を図ることが期待されています。そのため、病床再開や医療人材の確保に当たっては、自院の運営だけでなく、地域全体の救急・急性期医療体制への影響についても十分な配慮が求められるものと考えます。

現在、新たな地域医療構想の検討が進められています。厚生労働省の「新たな地域医療構想に関するとりまとめ」においても、市町村が地域医療構想調整会議への参画や地域医療の確保に重要な役割を担うことが示されています。

このような中、地域住民に最も身近な基礎自治体の議会として、地域医療の現場で実際に生じている課題を国へ伝え、新たな地域医療構想及び医療計画へ反映を求めることは、市民の生命と健康を守る上で極めて重要であります。

よって、高梁市議会におかれては、地方自治法第 99 条の規定に基づき、別紙意見書を国へ提出されるよう請願いたします。

【請願事項】

高梁地域における救急・急性期医療体制の維持確保のため、次の4点について地域医療構想に基づく医療提供体制の検証を求める意見書を国へ提出すること。

以上

- 1 厚生労働省所管の独立行政法人が運営する公的医療機関を含め、病床再開その他病床機能の見直しに伴う医療人材の確保が、地域の救急・急性期医療をはじめとする地域医療提供体制へ及ぼす影響について検証を行うこと。
- 2 前項の検証結果を、新たな地域医療構想及び地域医療計画に適切に反映すること。
- 3 地域医療構想の策定及び運用に当たっては、病床数や病床機能のみならず、医師、看護師その他の医療従事者の確保及び配置についても、地域医療を支える重要な医療資源として位置付け、検討対象とすること。
- 4 公的医療機関における医療人材の確保に当たっては、同一医療圏又は近接地域の救急・急性期医療提供体制に支障を生じさせないように、地域全体の医療提供体制との調和を図るため、必要な配慮及び調整を行うこと。